

# 第3次雲南市男女共同参画計画（案）

【意見公募（パブリックコメント）用】

令和7年1月

雲南市

# 雲南市男女共同参画都市宣言

一人ひとりの大切な生命、人権の尊さ、そして世界の平和。

私たち雲南市民は、この普遍的な価値を希求し、次の世代が夢ある未来を創造できるよう努力をしていかなければならない。

今こそ、この精神をもとに、すべての男女の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動に対等に参画できる社会を私たちの雲南市でつくりたい。

この強い決意を胸に、ここに、「男女共同参画都市 気づいて築く 雲南市」を宣言する。

- 1条 「男だから」「女だから」にとらわれず、「自分らしさ」を大切にし、男女共同参画について学びましょう。
- 2条 「やってもらってあたりまえ」、家事・育児・介護を誰かにまかせっきりではなく、家族での話し合いを大切にし、私たちにできることから実行しましょう。
- 3条 家事・育児・介護など家庭と仕事が両立できる「ワーク・ライフ・バランス※1」に取り組みましょう／推進しましょう。
- 4条 性別にとらわれず、個性と能力が活かせる職場（働く場）にしましょう。
- 5条 社会を支えているのは、私たち、みんなです。男女の区別なく、地域活動に参画しましょう。
- 6条 自治会などにおいて、世帯単位ではなく、全ての人の思いを反映した「一人一票制」を取り入れましょう。
- 7条 性別による固定的な役割分担や慣習・しきたりを改めましょう。
- 8条 セクシュアル・ハラスメント※2やドメスティック・バイオレンス(DV)※3などの人権侵害はしません／許しません。
- 9条 女性も男性もエンパワーメント※4を高める努力をしましょう。市民は、そのチャレンジを応援しましょう。
- 10条 心配ごとは、自分ひとりで悩まずに身近な人や関係機関などに相談しましょう。

平成25年9月30日 雲南市議会議決 平成25年11月30日雲南市男女共同参画宣言都市記念式典開催

# 目 次

はじめに .....	1
雲南市男女共同参画都市宣言 .....	2
1. 計画の基本的な考え方 .....	4
2. 現状と課題 .....	6
3. 雲南市がめざす男女共同参画社会 .....	14
雲南市がめざす男女共同参画社会実現のイメージと施策体系図 .....	15
4. 施策内容	
【えすこに育む】ひとづくり（男女共同参画社会の基盤づくり）	
基本施策 1. 男女共同参画の正しい理解の促進 .....	16
基本施策 2. ジェンダーギャップ解消の取組 .....	17
【えすこに創る】価値創造（男女共同参画社会の環境づくり）	
基本施策 3. 地域・社会活動での男女共同参画の推進 .....	19
基本施策 4. 職場での男女共同参画の推進 .....	20
基本施策 5. 家庭での男女共同参画の推進 .....	21
【えすこに暮らす】暮らし（安全・安心に暮らせる社会のしくみづくり）	
基本施策 6. 男女間におけるあらゆる暴力の根絶と	
困難な問題を抱える市民への支援 .....	23
基本施策 7. 誰もが安心して暮らせる環境の整備 .....	25
基本施策 8. 生涯を通じた健康支援 .....	25
5. 総合的な推進体制 .....	27
6. 用語解説 .....	29
7. 参考資料 .....	34
・計画策定の背景	
・雲南市審議会等（法令・条例）への女性委員の参画状況	
・計画の数値目標と参考とする数値	
・雲南市男女共同参画に関する市民意識調査結果	
・雲南市男女共同参画に関する市民意識調査に関する考察	
・雲南市男女共同参画推進条例	
・雲南市男女共同参画推進条例施行規則	
・雲南市男女共同参画センターの設置に関する規則	
・雲南市女性相談支援員規則	
・雲南市男女共同参画推進本部設置要綱	
・雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議会則	
・令和6年度雲南市男女共同参画推進委員会委員名簿	

# 1 計画の基本的な考え方

## 計画策定の趣旨

これまで男女共同参画社会実現に向け、法制度の整備や意識啓発などが行われてきましたが、性別による固定的役割分担意識や社会的な慣習は根強く残っています。少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷に伴う非正規労働者の増加、貧困・格差の拡大など社会情勢が大きく変化しています。こうした中、配偶者などからの暴力被害の深刻化、新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな日常への取組、防災・災害復興における男女共同参画の視点の必要性など現代社会が抱える様々な課題への対応が必要となっています。

さらに、地方から大都市圏への若年層の流出により、地方においては深刻な人口減少や少子高齢化に直面しており、中小企業等を中心に担い手不足が喫緊の課題となっています。また、全国的には特に若い女性の流出が顕著であり、女性にとって地元が働きにくい環境であるために都市部へ移動している可能性も指摘されています。

本計画は、「男女共同参画社会の実現」に向け「ジェンダーギャップ（社会的・文化的に築き上げられた男女格差）解消」を重要な課題と位置づけ、市民一人一人や事業所、各団体などと行政が連携し男女共同参画に関する雲南市の施策を推進していくための指針となるものです。これまで以上に市民や市内の事業所、各団体などと密接に関わり、行政として取り組むべきことを明確化して、男女共同参画社会実現に向けて実効性のある計画とします。

## 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく法定計画であり、また「雲南市男女共同参画推進条例」第9条の規定により策定するもので、男女共同参画社会を実現するための指針として、雲南市が実施する施策の基本的方向を総合的に示すものです。

この計画は、「雲南市総合計画」を上位計画とする部門別計画の一つであることから、総合計画と同様に「えすこな雲南市」※ をめざします。また、男女共同参画施策を総合的に推進するために他の部門別計画と連携し、市の各部局の施策を男女共同参画の視点から横断的に捉えるものです。

この計画は、「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）第6条第2項に基づく市町村推進計画であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」）第2条の3第3項に基づく計画及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」）第8条第3項に基づく市町村基本計画にあたります。

※「えすこな雲南市」とは…

えすことは、「ちょうどいい状態」「いい具合」「調和」などの意味をあらわす方言。

第3次雲南市総合計画では、今だけ、自分だけではなく、「人と人」「人と自然」「人と歴史・文化」のつながりの中で、みんなが幸せに暮らせる持続可能なまちの実現をめざし「えすこな雲南市」を将来像に掲げています。

## 計画期間

期間は、2025(令和7)年度から2034(令和16)年度までの10年間です。  
なお、社会情勢の変化などを勘案しながら、必要に応じて適宜見直しを図ります。

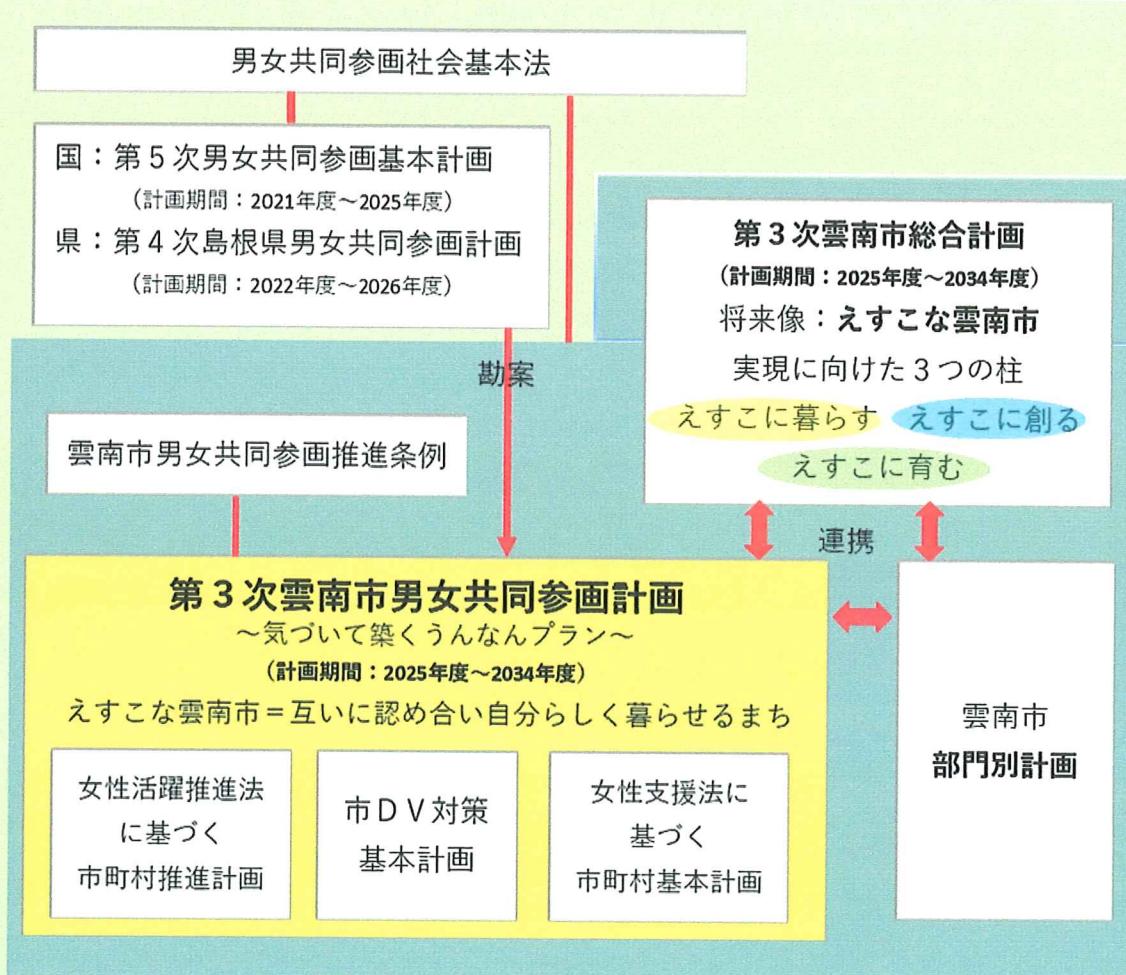
## 計画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく市民、地域、事業所などが男女共同参画への理解を深め、それぞれの役割を果たしながら、連携して取り組むことが大切です。このことから、市民、地域、事業所などと協働して計画の推進に努めます。

また、雲南市男女共同参画推進本部を中心に、各部局が一体となって取組を進めるとともに、県・関係機関や団体などとの連携を密にし、本計画を推進していきます。

雲南市男女共同参画推進委員会において、年次報告や進捗状況などを踏まえた審議を行い、委員会の意見を反映しながら施策の推進を図ります。

毎年、施策の実施状況と数値目標の進捗を管理し、結果を年次報告書として作成し公表します。



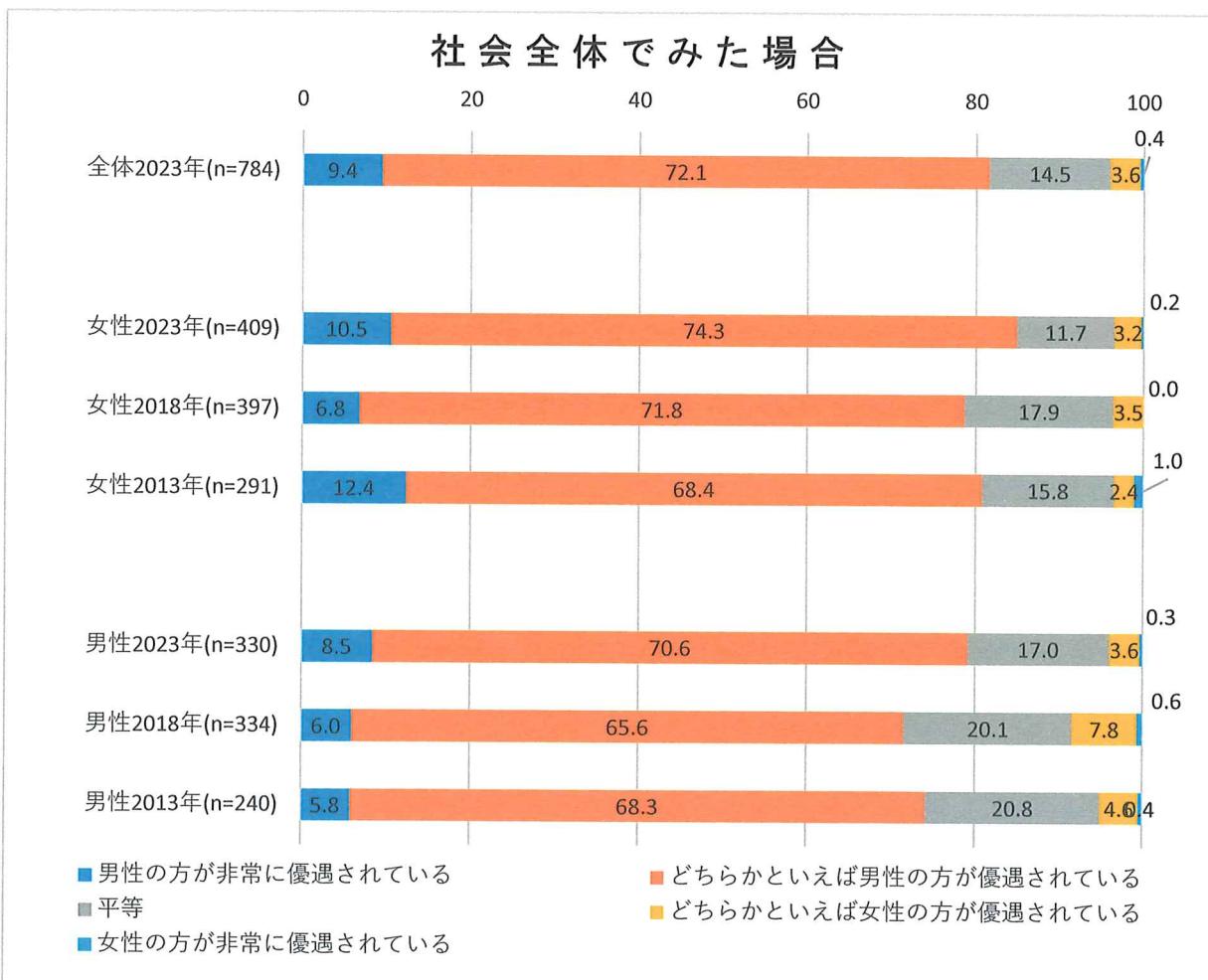
## 2 現状と課題

### ○男女の平等感

報道などによりジェンダーギャップが認識されるようになって、男女の平等について意識が高まりつつあります。2023(令和5)年度市民意識調査で社会全体の男女の地位の平等感を質問したところ、男女ともに「男性優位」を感じる人の割合が増加しており、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を足し合わせた場合)、これは 2018(平成30)年度と比べて 2023(令和5)年度では、男女ともにジェンダーギャップに、より目が向くようになったことも一つの要因として考えられます。

さまざまな報道や情報に触れる中で、男女の教育格差や賃金格差、男女平等の達成度合いを示すジェンダーギャップ指数が日本は非常に低いことなどが、この数年間でより多くの人に認識されるようになった可能性があります。家庭・地域・職場などあらゆる機会を捉えて、ジェンダーギャップの解消にさらに取り組み、社会全体で平等感を向上させる必要があります。

#### 【男女の地位の平等感】

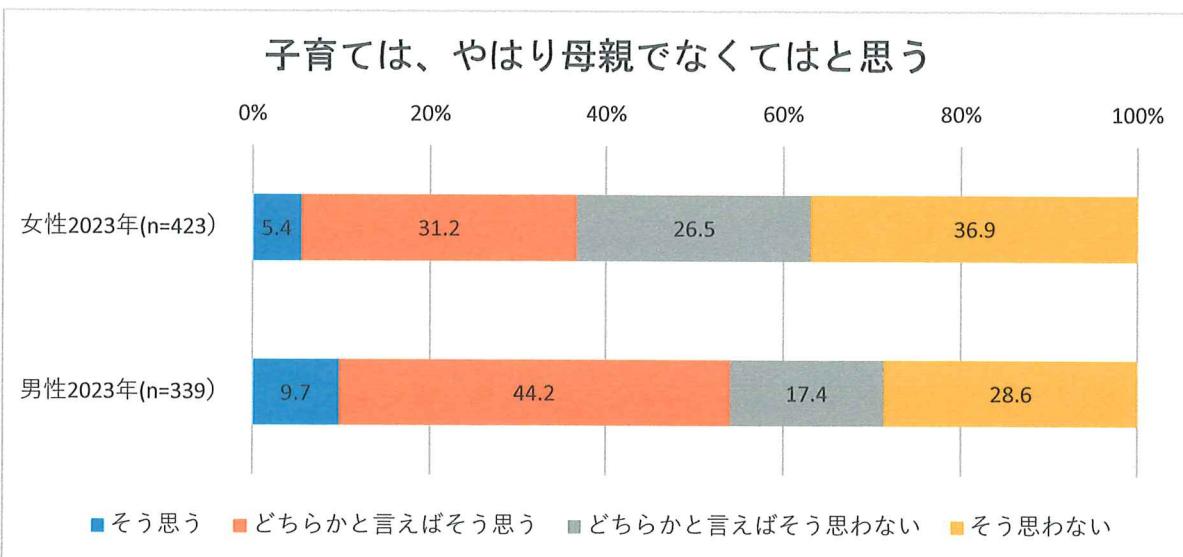
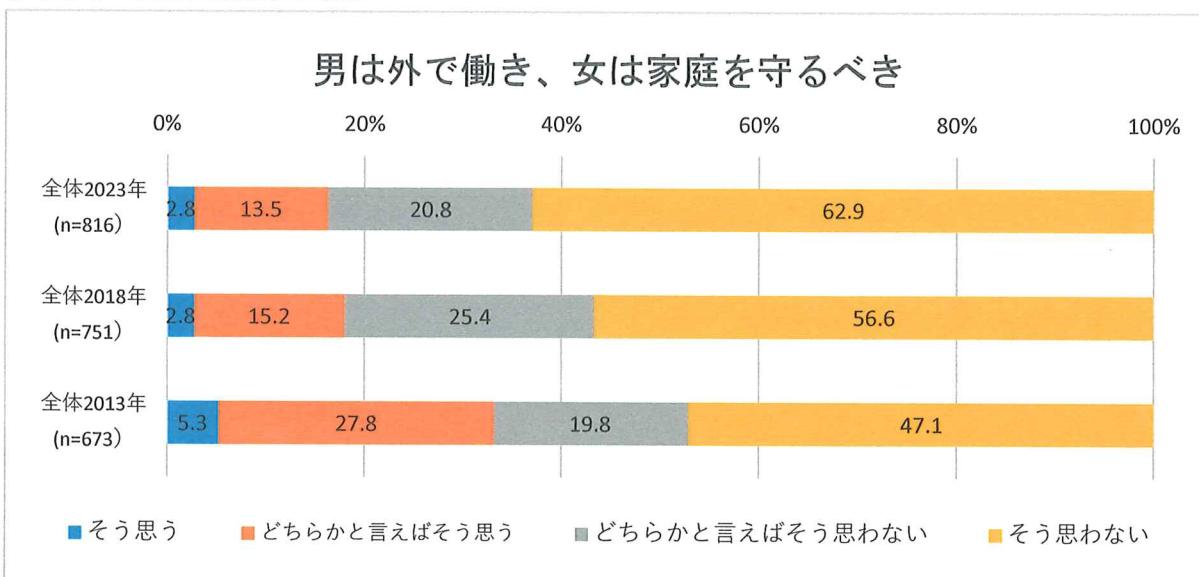


## ○根強く残る固定的性別役割分担意識

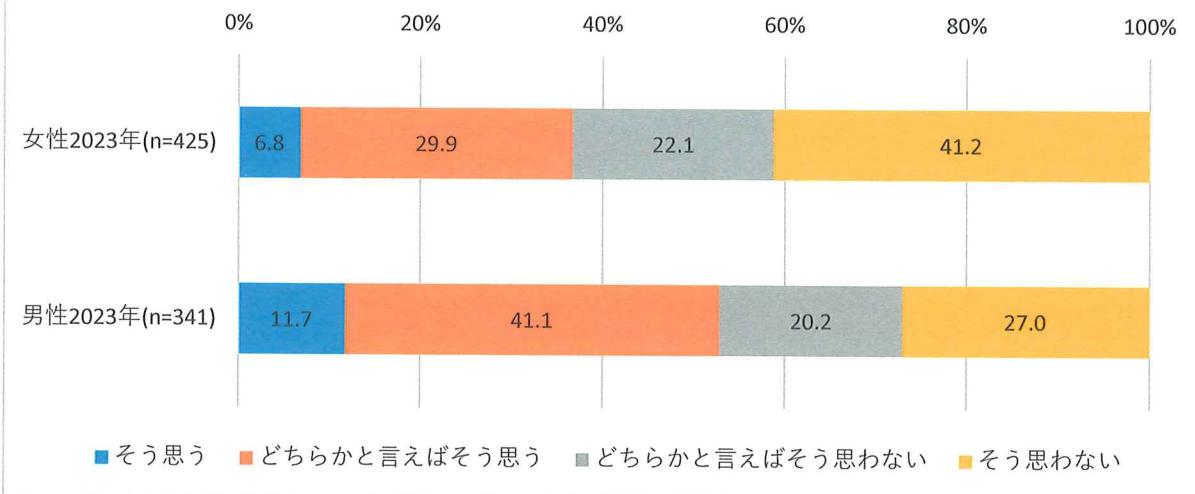
2023(令和5)年度市民意識調査では、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」などの男女の性別役割分担意識に否定的な人の割合は増え、意識としては一定の成果が上がっているものの、「子育てはやはり母親でなくてはと思う」「家事、介護は女性が向いている」では男性において肯定的な意見が過半数を占め、一方、「自治会長などの団体の代表は、男性の方がうまくいく」では女性において肯定的な意見が過半数を占めており、実際の生活における男女の役割分担が根強く残る部分もあります。

この意識を解消するためには、家庭はもとより地域・職場・学校で固定的な性別役割分担意識を植え込まず、押し付けず、男女双方の意識を変える取組を推進することが大切です。また、性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏った思い込み)に気づくための啓発も重要です。これらの取組を推進することで、性別による役割分担意識を否定的に捉える人の割合をさらに増やす必要があります。

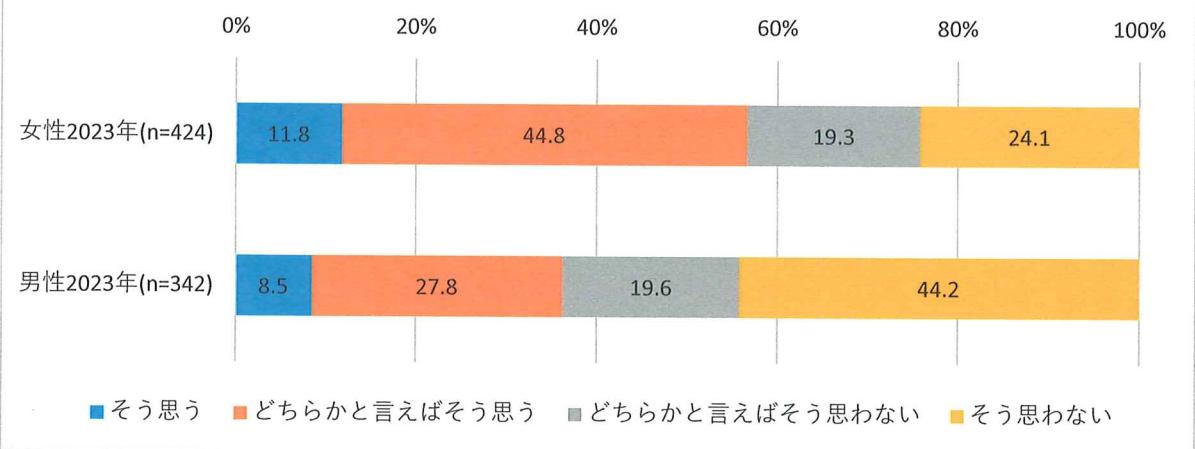
### 【固定的な性別役割分担意識】



### 家事、介護は女性の方が向いていると思う



### 自治会などの団体の代表は男性の方がうまくいく



### ○家庭の中での担当の偏り

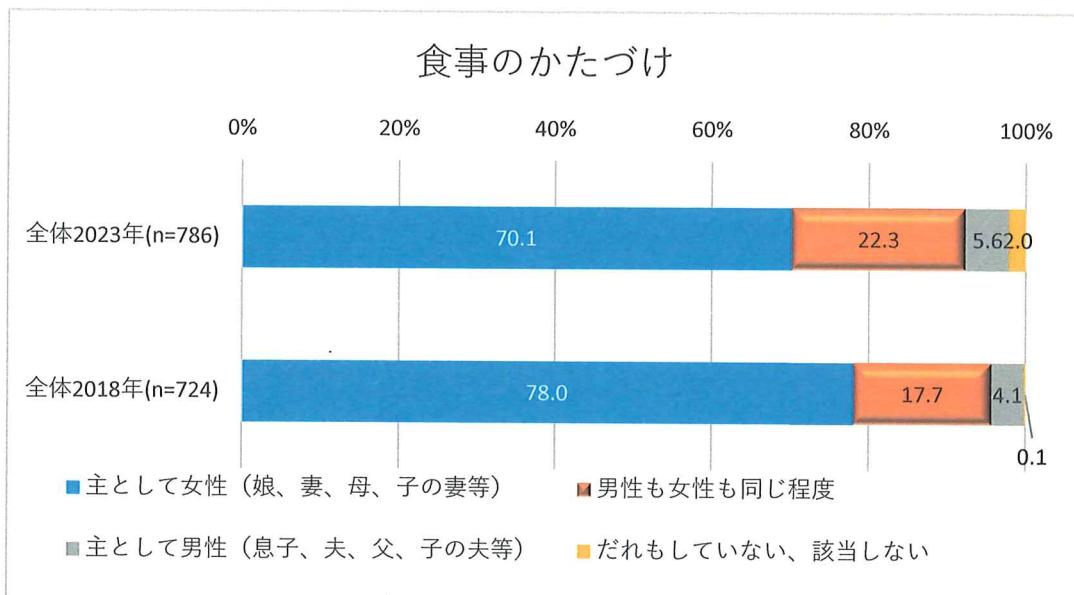
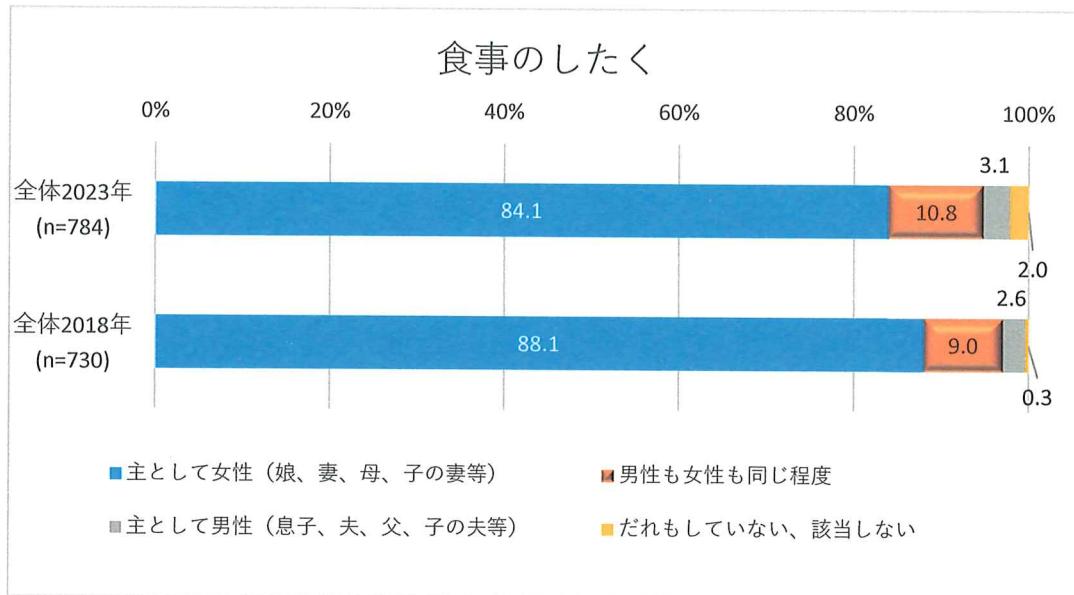
2023(令和5)年度市民意識調査では、2018(平成30)年度と比較すると「食事のかたづけ」「掃除・洗濯」においては「男性も女性も同じ程度」の割合が増加しています。また、「子どもの世話・しつけ」に関しては「主として女性」と「男性も女性も同じ程度」と答える人が同じくらいの割合となり変化がありました。これは育児休業制度の充実などが一因として考えられます。このように家庭でのケア労働への男性の参画については、徐々に浸透しているとはいって、依然として女性が担うことが多い、家庭での負担が偏っているのが実態です。

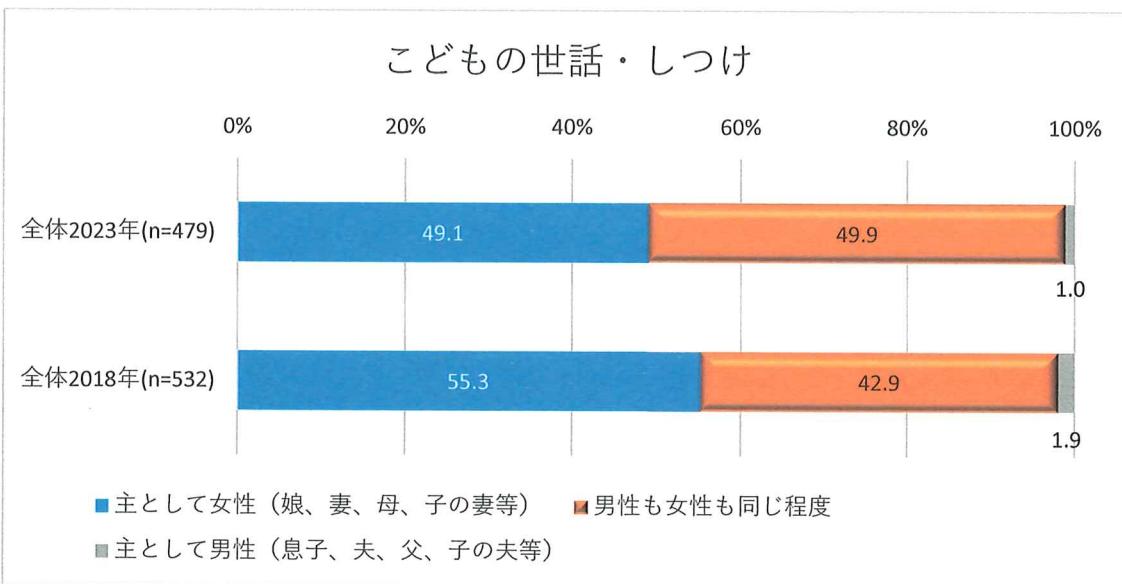
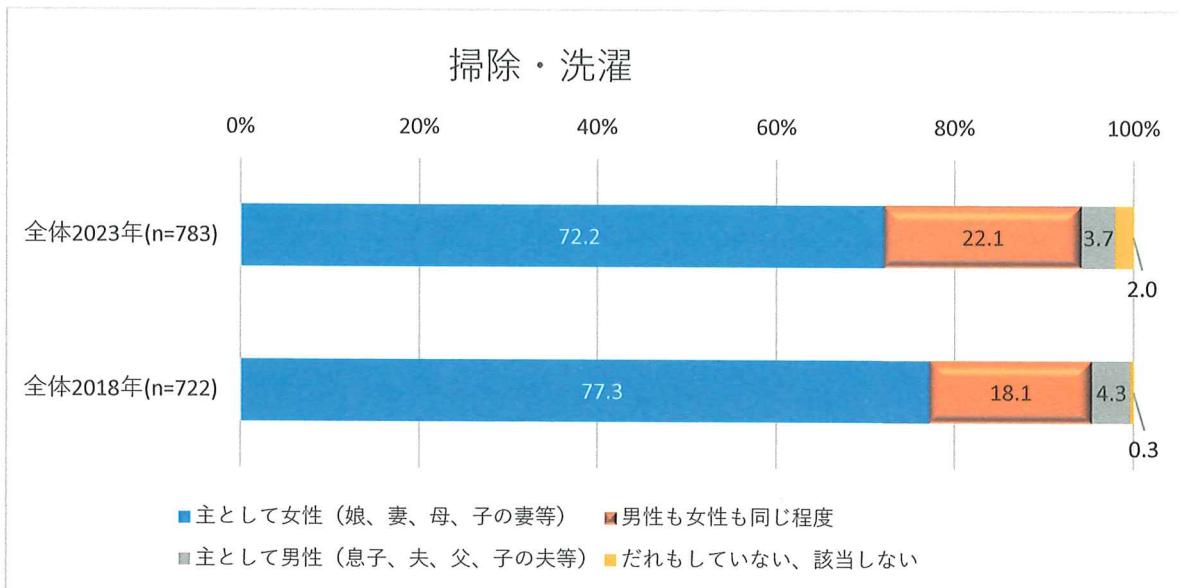
男性も女性も経済的自立や自己実現のための仕事(ワーク)と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることで、生涯にわたって自立した生活を維持することができます。また、仕事以外に個人としての多様な活動に参加し仕事以外の活動の場や役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生

をもたらすと考えます。

仕事や家庭、地域活動などのバランスを取ることで、多様な生き方や働き方が選択でき、誰もが自分らしく家族も安心して暮らすことができ、企業にとっても生産性向上や優秀な人材確保に役立つとされています。引き続き、ワーク・ライフ・バランスを推進し、家庭でのケア労働が男性も女性も同じ程度担えるよう施策に取り組む必要があります。

#### 【家庭の中での担当の偏り】





### ○審議会等への女性の登用率

市政の方針決定過程において、多様な意見を反映するために、性別、年代、立場や状況が異なる人が平等に参画する機会を得ることは重要ですが、雲南市では審議会等による女性委員の割合が20%台で推移している状況です。まずは市の審議会において性別に偏りがない委員構成(男女いずれかの委員数が、委員総数の40%を下回らない)をめざし、併せて委員だれもが発言しやすく、参画しやすい会議の運営方法を検討することも重要です。

また、地域自主組織や自治会など地域活動における方針決定過程への女性の参画についても、十分とはいえない状況です。地域活動が特定の性別、年齢層だけで行われることなく、若者や女性にも出番のある地域活動となるよう意識啓発が必要です。

政治分野における男女共同参画の推進は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要です。議員活動と家庭生活との両立支援をはじめとした男女の議員が活躍しやすい環境整備を推進する必要があります。

【審議会等への女性の登用率】

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
女性の参画率(単位:%)	25.3	24.7	24.4	27.0	28.4	28.7	28.6
女性委員数0の審議会数 (単位:団体)	9	8	5	6	6	6	5

※R6.4.1現在

【地域自主組織会長の女性数】 30組織

(人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
地域自主組織の女性会長数	1	1	1	1	1	1	3

【自治会長の女性数】

(人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
自治会の女性会長数(総数)	12	11	11	16	15	16	14
	(504)	(505)	(503)	(502)	(501)	(500)	(501)

【市議会議員の女性数】

(人)

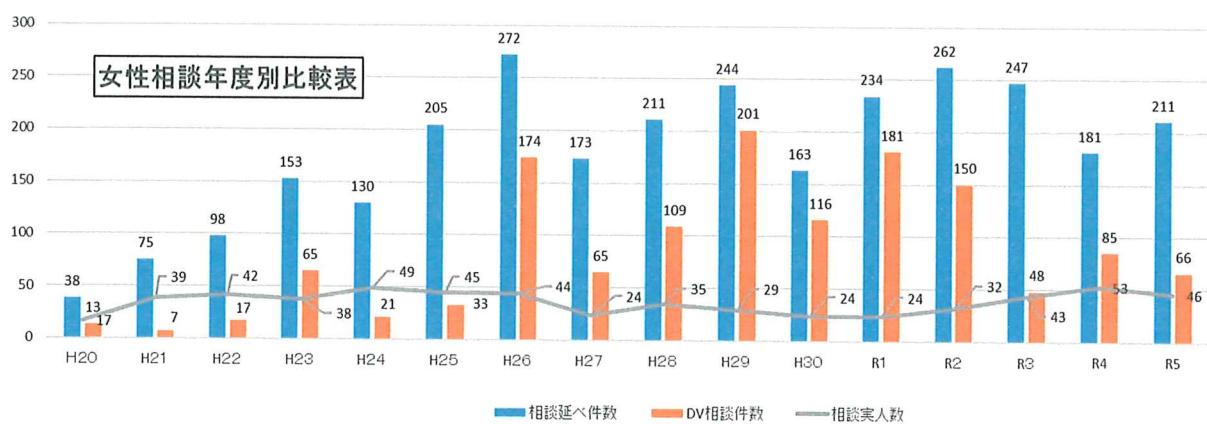
	H16~	H20~	H24~	H28~	R2~	R6~
市議会議員の女性議員数(総数)	2	2	1	2	3	4
	(38)	(24)	(22)	(22)	(19)	(19)

## ○相談体制の充実

女性相談として専用ダイヤルの設置、女性弁護士相談の実施等により、相談体制を充実させてきました。2023(令和5)年度の市民意識調査では女性のみならず男性にも暴力被害があることがわかり、また、暴力の被害を受けた人は、特に公的な窓口へは相談しづらい状況にあることが推察される結果となりました。今後は相談しやすい相談窓口のあり方についてさらに検討が必要です。また、男性は女性より相談しにくい傾向があり、今後取り組まなければならない課題です。暴力の被害を受けた人が一人で抱え込むことなく相談することができる社会をめざします。

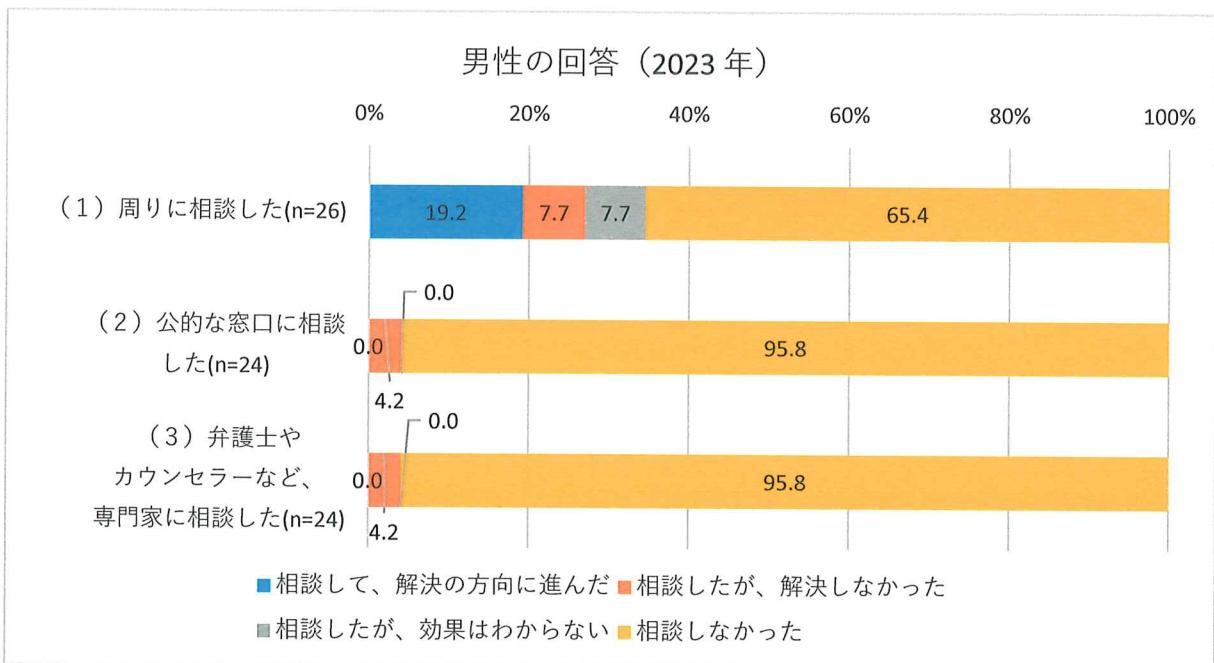
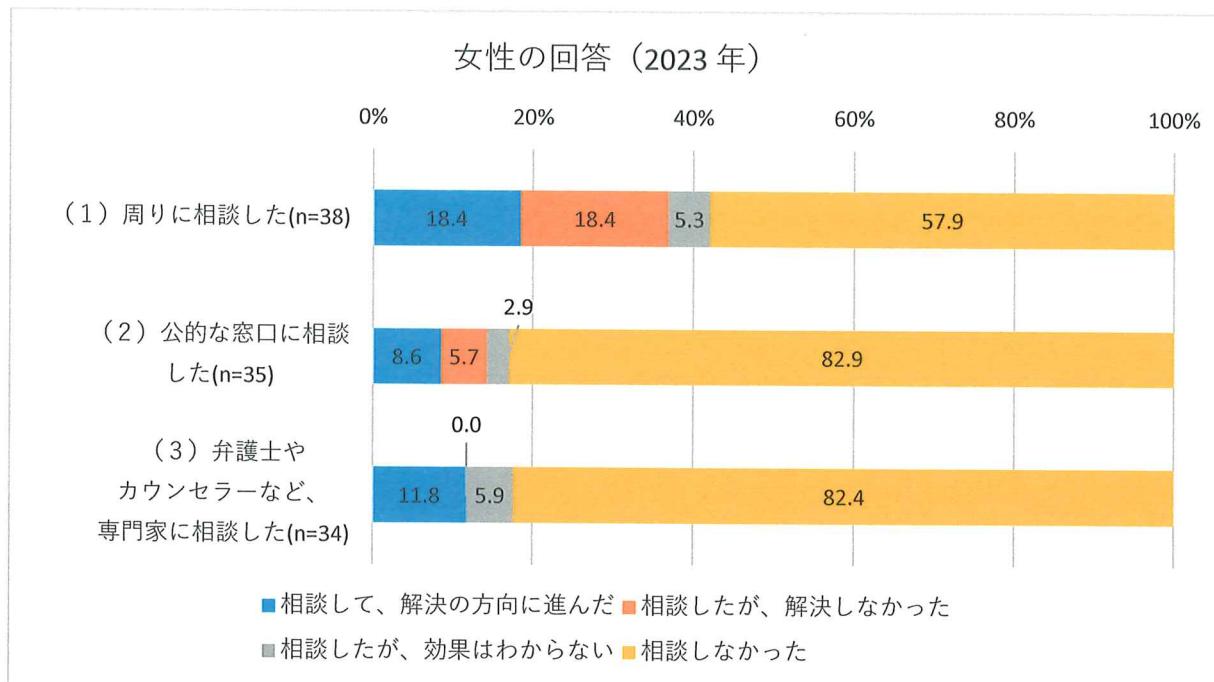
DV防止の観点から、若年層へのデートDV防止講座を継続して実施し、併せて保護者へも啓発が必要と考えます。

### 【女性相談の件数】



## 【暴力被害についての相談状況】

暴力被害について誰かに相談し、解決したか



### 3 雲南市がめざす男女共同参画社会

男女平等と人権尊重に向けたさまざまな取組を市民との連携のもと進めてきた結果、一定の成果は見えつつも、固定的な性別役割分担意識やそれに伴う社会通念、慣習、しきたりが社会のあらゆる分野に依然として根強く残っていることから、多くの解決すべき課題があります。

よって雲南市は、本計画を着実に実行することでこれらの課題解決を図り、「えすこな雲南市＝互いに認め合い自分らしく暮らせるまち」をめざします。

あらゆる分野で個性と能  
力が発揮できる

職場

働きやすい  
職場環境が整っている

学校

えすこな  
雲南市では…

仕事と家庭の調和がとれている

一人一人を大切にする

地域

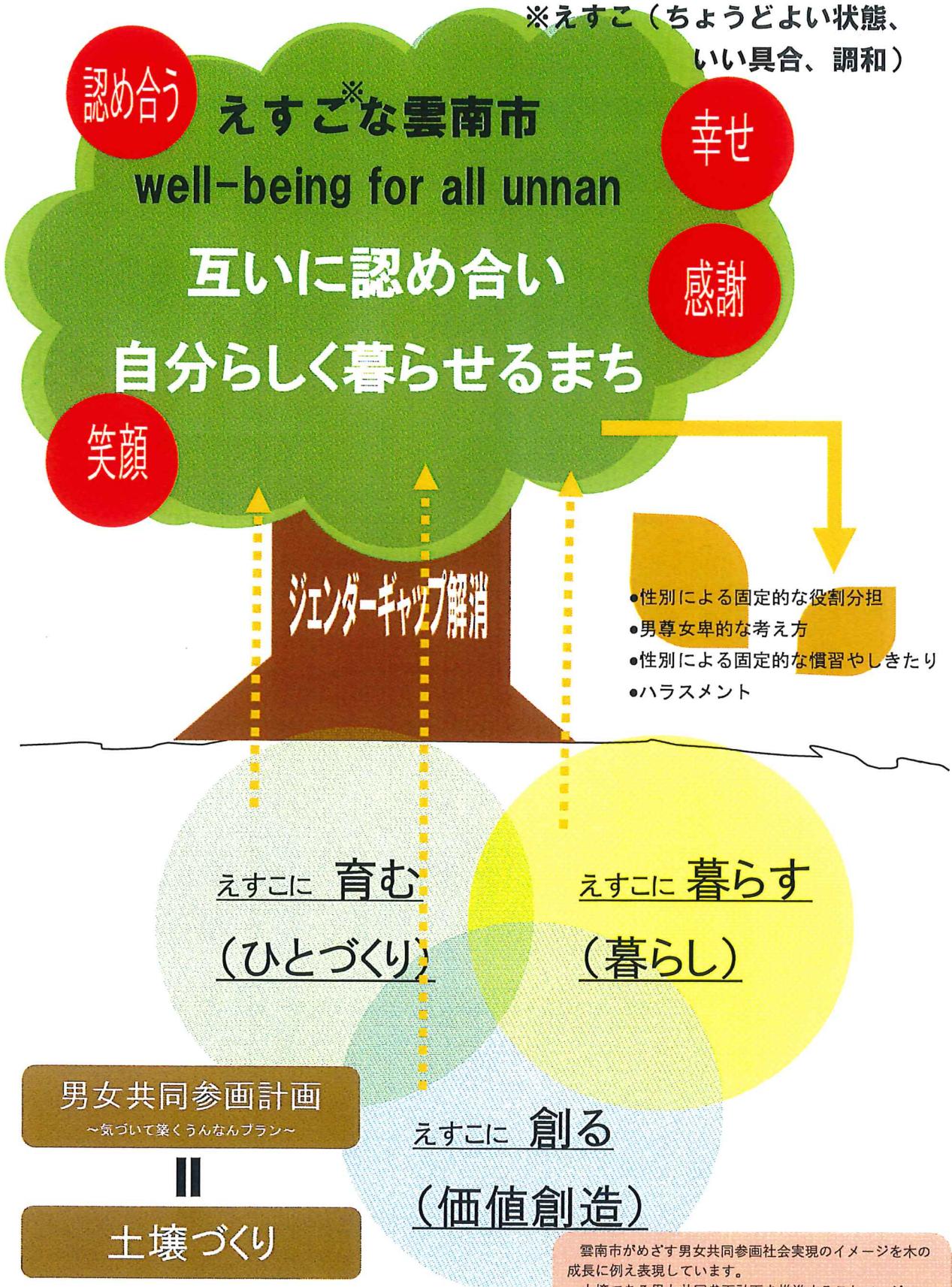
地域活動に参画できている

みんなで協力  
して家事・育児・介護ができる

家庭

※イラストが入ります。

## 雲南市がめざす男女共同参画社会実現のイメージと施策体系図



## 基本施策と具体的な施策

計画の柱	基本施策	具体的な施策
<b>えすこに育む (ひとづくり) 男女共同参画社会の基盤づくり</b>	1 男女共同参画の正しい理解の促進 2 ジェンダーギャップ解消の取組	(1) 性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)に気づくための啓発 (2) 地域・職場・学校での男女共同参画に関する学びの推進 (3) 固定的な性別役割分担意識解消の取組 (4) 性別に関する慣習・しきたりなどの見直し
<b>えすこに創る (価値創造) 男女共同参画社会の環境づくり</b>	3 地域・社会活動での男女共同参画の推進 4 職場での男女共同参画の推進 5 家庭での男女共同参画の推進	(5) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 (6) 地域活動における男女共同参画の促進 (7) 女性の人材育成 (8) ワーク・ライフ・バランスの推進 (9) 性別で区別することのない人材登用 (10) 男女共同参画の視点に立った就業環境の改善 (11) 事業所の男女共同参画実態調査の実施・結果の共有 (12) 家庭生活における男女共同参画の推進 (13) 多様なライフスタイルに対応した家事・育児・介護の支援
<b>えすこに暮らす (暮らし) 安全・安心に暮らせる社会のしくみづくり</b>	6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える市民への支援 7 誰もが安心して暮らせる環境の整備 8 生涯を通じた健康支援	(14) 雲南市DV対策基本計画と女性支援法に基づく市町村基本計画の推進 (15) 関係部局・機関との連携強化 (16) あらゆる暴力を生まない社会へ向けた教育・啓発・対策の実施と相談窓口の周知 (17) 困難な問題を抱える(あらゆる暴力を含む)市民に対する相談・支援 (18) 様々な社会的困難を抱える全ての市民が安心して暮らせる環境の整備 (19) 防災分野における男女共同参画の推進 (20) 性に応じた健康支援



SDGsロゴの説明は資料編に記載しています。

## 基本施策と具体的施策

計画の柱	基本施策	具体的施策
えすこに育む (ひとづくり) 男女共同参画社会 の基盤づくり	1 男女共同参画の正しい理解 の促進	(1) 性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)に気づくための啓発 (2) 地域・職場・学校での男女共同参画に関する学びの推進
	2 ジェンダーギャップ解消の取組	(3) 固定的な性別役割分担意識解消の取組 (4) 性別に関わる慣行・しきたりなどの見直し
えすこに創る (価値創造) 男女共同参画社会 の環境づくり  ※女性活躍推進法 に基づく市町村 推進計画	3 地域・社会活動での男女共同 参画の推進	(5) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 (6) 地域活動における男女共同参画の促進 (7) 女性の人材育成
	4 職場での男女共同参画の推進	(8) ワーク・ライフ・バランスの推進 (9) 性別で区別することのない人材登用 (10) 男女共同参画の視点に立った就業環境の改善 (11) 事業所の男女共同参画実態調査の実施・結果の共有
えすこに暮らす (暮らし) 安全・安心に 暮らせる 社会のしくみづくり	5 家庭での男女共同参画の推進	(12) 家庭生活における男女共同参画の推進 (13) 多様なライフスタイルに対応した家事・育児・介護の支援
	6 男女間におけるあらゆる暴力 の根絶と困難な問題を抱える 市民への支援  ※雲南市DV対策基本計画 ※女性支援法に基づく 市町村基本計画	(14) 雲南市DV対策基本計画と女性支援法に基づく市町村基本計画の推進 (15) 関係部局・機関との連携強化 (16) あらゆる暴力を生まない社会へ向けた教育・啓発・対策の実施と相談窓口の周知 (17) 困難な問題を抱える(あらゆる暴力を含む)市民に対する相談・支援
	7 誰もが安心して暮らせる環境 の整備	(18) 様々な社会的困難を抱える全ての市民が安心して暮らせる環境の整備 (19) 防災分野における男女共同参画の推進
	8 生涯を通じた健康支援	(20) 性に応じた健康支援



## 4 施策内容

### えすこに育む／ひとづくり(男女共同参画社会の基盤づくり)

#### 基本施策1. 男女共同参画の正しい理解の促進

男女共同参画社会とは、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮する機会が確保され、社会の対等な構成員として自らの意思により家庭・地域・職場・学校等、その他社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会のことです。

これまで男女共同参画社会の実現に向け、様々な啓発活動を行ってきましたが、社会の慣習やしきたりには固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏った思い込み)等を反映したものがいまだに多く見受けられます。そのため、家庭はもとより地域・職場・学校で固定的な性別役割分担意識を植え込みます、また押し付けず、男女双方の意識を変える取組を推進し、こどもから大人まで様々な年代において男女共同参画を正しく理解することをめざします。

一方、膨大なメディアからの情報にあふれる現代社会にあって、市等の発信する情報においても、先入観の固定化や差別・ハラスメントなどで人権を傷つけることがないよう注意をはらうとともに、市民一人一人がジェンダーに敏感な視点を育てることが大切です。

具体的施策	施策内容	所管課
1 性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏った思い込み)に気づくための啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の正しい理解のための啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画セミナーの開催</li> <li>・男女共同参画週間や推進月間を利用した啓発</li> <li>・アンコンシャス・バイアス(無意識の偏った思い込み)に気づくための啓発</li> </ul> </li> <li>●メディアにおける男女共同参画の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的広報、出版物に対するガイドライン(県作成)の活用</li> <li>・メディア・リテラシー(情報読解能力)の学習機会の提供・啓発</li> <li>・「市報うんなん」や「雲南夢ネット」などによる多様な媒体を活用した情報の発信</li> </ul> </li> </ul>	男女共同参画センター
2 地域・職場・学校での男女共同参画に関する学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民に対する研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県男女共同参画サポーター(キラ☆サポ)と協働・連携し、地域自主組織や自治会を対象とした男女共同参画地区懇談会を開催</li> <li>・地域自主組織等と協力して地域住民を対象とした意識啓発のための研修会の実施</li> </ul> </li> <li>●職場での研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点を取り入れた講演・研修の促進</li> <li>・市内事業所の経営者・人事担当者を対象とした研修会の開催</li> </ul> </li> <li>●教職員に対する研修等</li> </ul>	男女共同参画センター 広報広聴課
		男女共同参画センター 地域振興課

	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の視点に基づいた学校の運営</li> <li>学校及び教育委員会事務局に相談員を配置</li> <li>男女共同参画の視点に基づいた研修の実施</li> <li>・ジェンダーにとらわれない教育・保育を行うための研修の実施</li> </ul> <p>●幼児・児童・生徒に対する発達段階に応じた指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭科等の授業により、家庭生活について互いに協力することや分担することへの理解を学ぶ</li> <li>・「特別の教科 道徳」等において、親切、思いやり、感謝、礼儀、友情、信頼、相互理解、寛容について学ぶ</li> <li>・特別活動等において、互いの良さを見つけ違いを尊重し合う態度を身に着ける</li> <li>・キャリア教育推進プログラム（「夢」発見プログラム）の推進</li> </ul> <p>・「絵本の読み語り（日本語及び外国語）」による意識啓発</p> <p>●保護者に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点に基づいた研修、啓発の実施</li> </ul>	学校教育課 こども政策課  学校教育課  こども政策課 キャリア教育政策課  こども政策課  こども政策課
--	---	---

数 値 目 標			
具体的施策	項 目	目標数値	所管課
1	男女共同参画に関する講演会等の実施数	30回	男女共同参画センター

## 基本施策2. ジェンダーギャップ解消の取組

ジェンダーとは社会的・文化的につくられた性別のことで、社会によってつくりあげられた「男らしさ」「女らしさ」のことです。ジェンダーギャップとは、「男女の雇用・賃金格差」や「家庭での家事負担の偏り」など社会的・文化的に築き上げられた男女の違いによる格差や不平等のことで、日常の慣習から社会の制度・仕組みに至るまで根強く残っています。ジェンダーギャップの解消が進まない要因の一つに、性別による役割分担意識とアンコンシャス・バイアス（無意識の偏った思い込み）があると考えられています。一人一人が自分の中にある性別による役割分担を重視する固定観念に気づき、それを変えていくことが、社会全体のジェンダーギャップ解消につながると考えます。そのため、あらゆる機会を捉え意識啓発に取り組みます。

具 体 的 施 策	施 策 内 容	所管課
3 固定的な性別役割分担意識解消の取組	<p>●固定的な性別役割分担意識解消の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画都市宣言の周知</li> <li>・アンコンシャス・バイアス（無意識の偏った思い込み）に気づくための啓発</li> <li>・市民意識調査による実態把握と国・県等の各種調査・統計資料の収集と活用</li> <li>●性別役割分担意識の見直しを促す学習機会の充実（研修会・パネル展示等）</li> </ul>	男女共同参画センター  男女共同参画センター 社会教育課 総合センター

		<ul style="list-style-type: none"> <li>性別役割分担意識の見直しを促す研修会の実施</li> <li>関連図書展示、人権・男女共同参画パネル展示による啓発</li> <li>●ジェンダーギャップの正しい理解と解消に向けた取組</li> <li>日常生活でのジェンダーギャップに気づく学習機会の提供</li> <li>「市報うんなん」や「雲南夢ネット」などによる多様な媒体を活用した情報の発信</li> </ul>	男女共同参画センター 広報広聴課
4	性別に関わる慣行・しきたりなどの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●性別役割重視の慣行・しきたりの見直しの呼びかけ</li> <li>男女共同参画都市宣言10か条を活用し、性別役割重視の慣行・しきたりの見直しを呼びかける</li> <li>地域における固定的性別役割分担意識の解消や慣習の見直しに向けた広報、啓発</li> </ul>	男女共同参画センター 地域振興課

数 値 目 標			
具体的施策	項 目	目標数値	所管課
3	人権・男女共同参画パネル展示	10か所	男女共同参画センター
3、4	性別による役割分担に否定的な人の割合	90%	男女共同参画センター
3、4	社会全体における男女の平等感	50%	男女共同参画センター
3、4	男女が平等に扱われていると感じる割合	74%	政策推進課

## えすこに創る／価値創造(男女共同参画社会の環境づくり)

※女性活躍推進法に基づく市町村推進計画

### 基本施策3. 地域・社会活動での男女共同参画の推進

市政への方針決定過程において、多様な意見を反映するため、男女が平等に参画することは重要なことです。雲南市では、審議会等において男女いずれかの委員数が、委員総数の40%を下回らないよう仕組みづくりを検討します。

また、自治会などの地域活動では、慣習や社会通念からくる固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、特定の性、年齢層だけで行われていたり、たとえ参加していても役割が偏っている場合が少なくありません。若者や女性の参画を促すよう意識啓発を行い、また女性のエンパワメント(能力育成・開発)に向けた取組を推進します。

具体的施策		施策内容	所管課
5	政策・方針決定過程への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"><li>●審議会等への女性の参画促進<ul style="list-style-type: none"><li>・市民公募枠の拡大、公募に関する情報の提供</li><li>・女性登用に向けた条例・要綱等の見直し</li><li>・意思決定の場への女性の参画促進</li><li>・女性参画の理解と取組の促進（男女いずれかの委員数が、委員総数の40%を下回らない）</li><li>・審議会等への女性の参画を促すため、地域リーダー育成講座の開催と、男性の意識啓発講座の開催</li><li>・男女共同参画計画における女性委員の参画目標値の達成（雲南市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第4条第7号の規定）に向けた取組</li></ul></li><li>●各種団体における女性の参画促進<ul style="list-style-type: none"><li>・学校評議員、学校運営協議会委員、PTA等女性役員登用への積極的な推進</li><li>・自治会をはじめとする地域活動団体の方針決定過程への女性の参画の呼びかけを行う</li></ul></li><li>●ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・あらゆる分野での男女の格差解消に向けたポジティブ・アクションの推進</li></ul></li></ul>	全課 男女共同参画センター 総務課 学校教育課 社会教育課 男女共同参画センター 男女共同参画センター
6	地域活動における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域活動における男女共同参画の促進<ul style="list-style-type: none"><li>・地域自主組織と協働して、男性の家事参画を目的とした講座の実施</li><li>・市民団体の活動を支援するとともに、団体相互のネットワークづくりの場を提供</li><li>・地域自主組織や市民活動団体の役員構成や運営面における女性の積極的な参画に向けた働きかけ</li><li>・女性団体が行う女性学級、講演会等への事業支援</li></ul></li></ul>	男女共同参画センター 地域振興課 社会教育課
7	女性の人材育成	<ul style="list-style-type: none"><li>●女性の人材育成の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・女性人材の発掘と育成</li><li>・女性のエンパワメント（能力育成・開発）とキャリア形成のための情報提供</li><li>・自己啓発実現のためのセミナーの実施と支援</li></ul></li></ul>	男女共同参画センター

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性の材情報リストの整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性人材登録リストの整備と活用</li> </ul> </li>   <li>●起業を望む女性の支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・起業を望む女性に対する情報提供</li> </ul> </li>   <li>●商工・農林水産業における女性の経営参画の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性人材の発掘・育成とUターン者の起業の支援</li> </ul> </li> </ul>	男女共同参画センター  商工振興課  商工振興課 農業畜産課
--	--	---

数値目標			
具体的施策	項目	目標数値	所管課
5	市の審議会等への女性の参画率（法律・条例）	40%	各課
5	学校評議員、PTA 役員等への女性の参画率	40%	学校教育課

#### 基本施策4. 職場での男女共同参画の推進

女性活躍推進法等に基づき、男女間格差の改善や女性の能力発揮の促進が少しずつ図られてきているものの、まだ十分な状況には至っていません。そのため、職場において女性一人一人が本人の希望に応じ個性や能力を十分に発揮しながら活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。

また、誰もが仕事と家庭生活、地域活動、個人の生活など、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をとりながら働くことも重要です。しかし、依然として女性の家事・育児等の負担が大きい状況です。

性別に関わりなく誰もが仕事と家庭の両立を図りながら、健康に働くことができるよう、長時間労働の削減や健康経営、年次有給休暇の取得促進、子育て・介護支援制度の充実、短時間勤務制度の導入、テレワークの推進など多様で柔軟な働き方ができる就業環境の改善などに取り組む必要があります。

具体的施策		施策内容	所管課
8	ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワーク・ライフ・バランスについての理解と定着           <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場でのワーク・ライフ・バランスの必要性と意識啓発</li> <li>・市職員の時差出勤勤務制度の活用</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と研修会の開催</li> <li>・就職情報交換会などを通じたワーク・ライフ・バランスに対する情報共有</li> <li>・男女共同参画推進の取組を入札参加資格審査で評価、加算</li> </ul> </li>   <li>●各休業制度の取得促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の子育てや介護への参画に関する意識啓発</li> <li>・市職員に対し育児・介護などの休業制度に関する情報提供や取得の推進</li> <li>・市内事業所に対し国の制度や県の育児休業、時間単位の年休制度などの各種制度の周知と活用に関する支援</li> </ul> </li> </ul>	男女共同参画センター 人事課 商工振興課  管財課  男女共同参画センター 人事課 市立病院 商工振興課

9	性別で区別することのない人材登用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市役所・市立病院での女性職員の積極的な登用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性職員の管理職への積極的な登用</li> <li>・市内事業所に対し、女性の職域拡大及び指導的立場への登用を促すための意識啓発</li> </ul> </li> </ul>	人事課 市立病院 男女共同参画センター 商工振興課
10	男女共同参画の視点に立った就業環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就業環境改善の取組への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業所での職業環境改善（健康経営、子育て・介護支援制度の充実、短時間勤務制度の導入など）事業の実施</li> <li>・市内における取組事例やモデル事業所の紹介</li> <li>・県・市の仕事と家庭の両立支援事業、研修等に係る情報提供</li> <li>・働きやすい職場環境などの企業紹介として、「しまね女性の活躍応援企業表彰」受賞した市内事業所をケーブルテレビで紹介</li> <li>・市内事業所に対し女性が働きやすく活躍できる職場環境づくりに関する研修、セミナーの開催</li> </ul> </li> <li>●商工・農林水産業等における男女に均等な雇用環境の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・性別に配慮したトイレ、休憩室、シャワー室等の環境整備の促進、支援</li> </ul> </li> </ul>	男女共同参画センター  商工振興課    農業畜産課 林業振興課 商工振興課
11	事業所の男女共同参画実態調査の実施・結果の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所実態調査の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の男女共同参画実態調査の実施</li> </ul> </li> <li>●結果の共有と施策への反映           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の男女共同参画実態調査の結果の公表</li> </ul> </li> </ul>	男女共同参画センター 商工振興課   男女共同参画センター

数値目標			
具体的な施策	項目	目標数値	所管課
8	男性職員の育児休業取得の促進	10%	人事課
8	男性職員の育児休業取得の促進	10%	市立病院
9	女性職員の管理職への積極的な登用	25%	人事課
9	女性職員の管理職への積極的な登用	55%	市立病院
10	市内事業所を対象とした男女共同参画（女性が働きやすい職場環境づくり）に関する研修会の開催	1回	商工振興課 男女共同参画センター

## 基本施策5. 家庭での男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、家庭を構成する男女相互の協力が必要不可欠です。ジェンダーにより「主たる稼ぎ手は男性である」といった固定的な性別役割分担意識が男性にも女性にも残っていることや、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏った思い込み)により無意識のうちに性別による差別・区

別が生じることなどが、家庭での男女共同参画推進の大きな障壁となっています。これらは、往々にして幼少の頃より長年にわたり形成されがちであり、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。

また、家事の多くを依然として女性が多く担っている現状から、男性がより主体的に家事・育児・介護等に参画できるよう意識改革が必要です。

さらに、多様なライフスタイルに応じて子育てや介護の支援サービスを上手に利用することも家事等の負担軽減の解決策になると考えられます。

具体的施策		施策内容	所管課
12	家庭生活における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭生活における男女共同参画意識の啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での男女共同参画を推進するための学習会や講座の実施</li> </ul> </li> </ul>	男女共同参画センター 地域振興課
13	多様なライフスタイルに対応した家事・育児・介護の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援サービスや介護サービスを気兼ねなく利用できる気運の醸成</li> <li>・「市報うんなん」や「雲南夢ネット」などによる多様な媒体を活用した情報の発信</li> <li>・子育て支援施策についての情報提供</li> <li>・地域での子育て支援事業の充実（児童クラブ・病児病後児保育、見守りを含む）</li> <li>・地域での子育て支援の充実</li> <li>・相談窓口の周知と相談体制の充実</li> <li>・市職員の時差出勤勤務制度の活用</li> </ul> </li> </ul>	男女共同参画センター 広報広聴課  こども政策課 こども家庭支援課  こども政策課  地域振興課 こども政策課 こども家庭支援課 人事課

数値目標			
具体的施策	項目	目標数値	所管課
13	延長保育	10	こども政策課
13	一時保育（保育所型）	12	こども政策課
13	休日保育	2	こども政策課
13	病児・病後児保育	4	こども政策課
13	子育て支援センター数	5	こども政策課
13	放課後児童クラブ数	12	こども政策課

## えすこに暮らす／暮らし(安全・安心に暮らせる社会のしくみづくり)

### 基本施策6. 男女間におけるあらゆる暴力の根絶と

#### 困難な問題を抱える市民への支援

※雲南市DV対策基本計画

※女性支援法に基づく市町村基本計画

男女間におけるあらゆる暴力は重大な人権侵害で、社会全体として取り組む問題です。暴力には、DVや性暴力、ハラスメントなど様々な形態があり、男女共同参画を阻害する大きな要因となっています。暴力やハラスメントを許さない意識づくりのために、若年層へのデートDV防止の取組も継続し、さらに親世代への啓発に繋げていくことも重要と考えます。

また、2023(令和5)年度の市民意識調査では暴力を受けたことがあっても「相談しなかった」と回答した人が圧倒的に多い結果となり、相談しやすい窓口のあり方について検討が必要です。

加えて、2024(令和6)年4月には女性支援法が施行されました。女性が女性であることにより性的な被害に遭遇しやすい状況にあることや予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することのほか、不安定な就労状況や経済的困窮、社会的孤立等に陥るおそれがあることを意識し、女性の人権尊重、権利擁護やジェンダー平等などの視点から女性支援を行う必要があります。被害からの回復支援や自立支援を通じて、エンパワメントと権利擁護を図っていくことも女性支援事業の重要な視点です。

また、ハラスメントを含むあらゆる暴力は女性だけの問題ではなく、男性にとっても無視できない問題です。あらゆる暴力の防止、根絶に向けて理解と対策を促すとともに、相談体制と被害者支援の充実を図ります。

具体的施策		施策内容	所管課
14	雲南市DV対策基本計画と女性支援法に基づく市町村基本計画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>●「雲南市DV対策基本計画」の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・DV等の被害者の支援</li><li>・関係機関及び民間団体との連携</li><li>・法定協議会の設置</li><li>・周知媒体を利用した意識啓発</li></ul></li><li>●「女性支援法に基づく市町村基本計画」の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・女性支援法に係る支援調整会議の設置</li><li>・関係機関及び民間団体との連携</li><li>・アウトリーチによる対象者の把握</li><li>・困難な問題を抱える女性に関する調査の実施</li></ul></li></ul>	男女共同参画センター こども家庭支援課
15	関係部局・機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"><li>●関係部局・機関との連携強化<ul style="list-style-type: none"><li>・DV防止法に係る法定協議会と女性支援法に係る支援調整会議の開催</li><li>・「雲南圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会」での情報の共有</li><li>・県、市等の関係機関との連携</li></ul></li></ul>	男女共同参画センター

16	あらゆる暴力を生まない社会へ向けた教育・啓発・対策の実施と相談窓口の周知	<p>●DV等の予防啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止セミナー、デートDV防止出前講座の実施</li> <li>・「虐待対応マニュアル」の配布、全教職員等へ「教職員・保育従事者のための児童虐待対応手引き」の配布</li> <li>・保護者を対象としたデートDV防止に関する研修の実施</li> </ul> <p>●ハラスメント予防啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント防止教材（寸劇動画等）を利用した研修会の開催</li> <li>・市議会議員を対象としたハラスメント防止研修の実施</li> <li>・市職員に対するハラスメント防止対策研修の実施</li> <li>・市職員に対する相談窓口設置状況の周知</li> <li>・教職員を対象としたセクハラ、パワハラに関する研修の実施</li> </ul> <p>●相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の周知</li> </ul> <p>●児童・高齢者・障がいのある人への性的虐待防止と対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携</li> <li>・関係機関の担当者連絡会議の開催</li> <li>・相談窓口の周知と相談体制の充実</li> <li>・担当職員及び相談員の資質向上</li> <li>・予防啓発及び未然防止の取組の強化</li> </ul> <p>●性犯罪防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LED防犯灯の整備支援、関係機関と連携した防犯カメラの設置</li> </ul>	男女共同参画センター 学校教育課  男女共同参画センター 学校教育課  男女共同参画センター 地域振興課 議会事務局 人事課  学校教育課 こども政策課  男女共同参画センター  こども家庭支援課 こども政策課 学校教育課 こども家庭支援課 長寿障がい福祉課  くらし安全室
17	困難な問題を抱える（あらゆる暴力を含む）市民に対する相談・支援	<p>●困難な問題を抱える市民への相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に立ち寄れる相談窓口の整備</li> <li>・専門的・総合的な相談支援機能の充実</li> <li>・担当職員及び相談支援員の資質向上</li> <li>・速やかな被害者の安全確保、適切な情報提供と早期自立支援促進</li> </ul> <p>●ハラスメントに対する相談及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場、地域、家庭での様々なハラスメントについての相談の実施</li> </ul>	男女共同参画センター  市民生活課  男女共同参画センター

数値目標			
具体的施策	項目	目標数値	所管課
16	デートDV防止に関する研修を実施した中学校の割合	80%	学校教育課

## 基本施策7. 誰もが安心して暮らせる環境の整備

高齢者、障がい者、外国人住民、ひとり親家庭、生活困窮者などで様々な社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、さらに複合的な困難を抱えることがあります。そのため、性別によるニーズの違いに配慮し、性別により生じる格差を是正することで、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

また、災害時、女性の意見や視点を十分に反映させた取組ができるよう、平常時から備えることが重要です。防災対策や避難所運営に関する政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促します。

具体的施策	施策内容	所管課
18 様々な社会的困難を抱える全ての市民が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の視点に立った高齢者の自立した生活に対する支援や相談体制の充実</li> <li>●男女共同参画の視点に立った障がいのある人の自立した生活に対する支援や相談体制の充実</li> <li>●男女共同参画の視点に立った外国人住民の暮らしやすさに配慮した支援や相談体制の充実</li> <li>●男女共同参画の視点に立ったひとり親家庭等に対する子育て支援や相談体制の充実</li> <li>●男女共同参画の視点に立った生活困窮者に対する相談体制の強化、関係機関との連携及び自立に向けた指導支援の充実</li> </ul>	健康福祉総務課 長寿障がい福祉課 健康推進課 保健医療政策課 市民生活課 (消費者センター) 地域振興課 学校教育課 こども家庭支援課 商工振興課 男女共同参画センター
19 防災分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災分野における男女共同参画の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画や各種防災計画の策定段階における女性参画の推進</li> <li>・男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練の実施</li> <li>・自主防災組織など地域の防災活動における男女共同参画の推進</li> <li>・性別に関わらない防災士の資格取得の推進</li> <li>・女性消防団員の入団促進</li> </ul> </li> </ul>	防災安全課 男女共同参画センター  くらし安全室

数値目標			
具体的施策	項目	目標数値	所管課
19	男女共同参画の視点に立った防災研修の実施回数	5回	男女共同参画センター 防災安全課

## 基本施策8. 生涯を通じた健康支援

全ての年齢の男女が生涯にわたり、健康で生き生きと過ごせるために、互いの身体の特質を理解し合い、支え合いながら生きていけるよう年代に応じて支援していくことが大切です。また、女性のライフステージによる特有の健康課題に対して、男女ともに理解を促進していくことが重要です。

具体的施策		施策内容	所管課
20	性に応じた健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の尊重と意識啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての正しい理解と意識啓発</li> <li>・性と生殖に関する悩みなどに対応する相談体制</li> </ul> </li>   <li>●幼児期からの性の尊重と健康に関する正しい理解の促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダーにとらわれない、一人一人の個性と能力を尊重する教育の充実</li> <li>・発達に応じた性に対する正しい知識を学ぶ機会の提供</li> </ul> </li>   <li>●妊娠婦・乳幼児健康診査と保健指導の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児動作による運動器障害予防・ケア対策の推進</li> <li>・妊娠婦・新生児の訪問指導による、母親への支援と父親の育児参画促進</li> <li>・外国人住民向け母子保健情報の提供、個別支援</li> <li>・相談及び支援体制の充実</li> </ul> </li>   <li>●ライフステージに応じた身体・こころの健康支援と相談体制の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯を通じて性や健康に関する相談体制の充実</li> <li>・不登校傾向児童・生徒の心身の健康づくり支援研究の推進</li> </ul> </li>   <li>●性に配慮した的確な医療や健康診査の機会の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・性差医療に関する知識の普及</li> <li>・性差に応じたがん検診（乳がん・子宮がん等）や生活習慣病の予防施策の推進と事後指導の充実</li> <li>・性と生殖に関する悩みなど各種相談に応じた支援（助言・情報提供など）</li> </ul> </li> </ul>	男女共同参画センター  健康推進課 こども家庭支援課 男女共同参画センター  こども政策課  こども政策課 学校教育課  研究所うんなん こども家庭支援課  男女共同参画センター 研究所うんなん 健康推進課  保健医療政策課 健康推進課 こども家庭支援課

数値目標			
具体的施策	項目	目標数値	所管課
20	乳幼児健康診査の受診率	100%	こども家庭支援課
20	子宮がん検診の受診率	15.9%以上	健康推進課
20	乳がん検診の受診率	16.0%以上	健康推進課

## 5 総合的な推進体制

雲南市がめざす「男女共同参画社会」を実現するために、各部局の施策を男女共同参画の視点から横断的に捉え、総合的に推進します。また、職員一人一人が男女共同参画について理解を深め、庁内の推進体制の強化を図ります。

男女共同参画センターは、男女共同参画推進に向けた活動の拠点施設としての機能を果たします。

具体的施策		施策内容	所管課
1	市役所推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>●市民と協働の推進体制の確立<ul style="list-style-type: none"><li>・男女共同参画施策についての審議（雲南市男女共同参画推進委員会）</li><li>・島根県雲南市男女共同参画サポーター、雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議による男女共同参画の啓発と会員の増加</li><li>・近隣市町等関係機関とのネットワークの構築</li><li>・国、県等との連携</li><li>・市民・企業・市民活動団体等との情報交換、共有による連携強化</li></ul></li><li>●庁内推進体制の強化<ul style="list-style-type: none"><li>・雲南市男女共同参画推進本部会議、連絡会の開催、庁内での推進体制の強化</li><li>・各部門計画において男女共同参画の視点に立った取組の推進</li></ul></li><li>●計画の進行管理・評価・分析・見直し<ul style="list-style-type: none"><li>・施策の進捗状況や計画の見直しのための調査・研究</li><li>・年次報告書の作成（施策の実施状況と数値目標の進捗管理）、公表（毎年）</li><li>・施策推進のため、施策を総合的に調整し、必要な施策の企画・立案の実施</li><li>・男女共同参画推進委員会と男女共同参画推進本部連絡会との意見交換会の実施</li></ul></li><li>●男女共同参画に関する意識啓発<ul style="list-style-type: none"><li>・男女共同参画に関する研修の実施。庁外で実施されるセミナー等の情報提供</li><li>・男女が働きやすい職場づくりの推進に向けたハラスメント防止の取組、ワーク・ライフ・バランスの確保</li><li>・市立図書館（図書室含む）、学校図書室、男女共同参画センターにおける男女共同参画関係書籍、資料、ビデオ、DVDなどの収集と利用促進</li></ul></li><li>●男女共同参画の視点に立った市の制度・施策の見直し<ul style="list-style-type: none"><li>・現行制度、施策についての見直しの実施</li><li>・制度等課題に対応する施策・事業の研究・実施</li></ul></li><li>●相談窓口の充実<ul style="list-style-type: none"><li>・人権センター、男女共同参画センターは、市が行う男女共同参画施策等についての苦情、相談に対する窓口周知</li><li>・相談窓口体制の充実</li></ul></li></ul>	男女共同参画センター全課

		・担当課等との情報共有、解決に向けた適切な処理	
2	男女共同参画推進拠点の機能と体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画センターの周知と活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の周知と相談体制の充実</li> <li>・市民への積極的な広報活動の推進</li> </ul> </li> <li>●男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識調査の実施と施策への反映</li> </ul> </li> <li>●男女共同参画関係団体の活動拠点の設置、活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の活動拠点設置</li> <li>・活動等の支援</li> </ul> </li> </ul>	男女共同参画センター

## 6. 用語解説

用語	解説
ジェンダー（P.4） ジェンダーギャップ指数（P.6）	<p>ジェンダーとは、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス/sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。（内閣府第4次男女共同参画基本計画より）</p> <p>ジェンダーギャップ指数とは、世界経済フォーラムが、男女の格差を数値化したもので、各国の数値を毎年公表しています。経済、教育、健康、政治の分野ごとに男性に対する女性の割合（女性の数値／男性の数値）を示し、0が完全不平等、1が完全平等となり1に近いほど順位が高いとされています。</p>
固定的性別役割分担意識（P.4）	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方をいいます。（内閣府第4次男女共同参画基本計画より）
DV（ドメスティック・バイオレンス）（P.5）	日本語に直訳すると「家庭内の暴力」となり、一般的には「配偶者または同居などで事実婚関係にある男女、または元配偶者など親密な関係にあった男女からふるわれる暴力」とされています。具体的には殴る、蹴る、刃物をつきつけるなどの「身体的暴力」、大声で怒鳴る、無視するなどの「精神的暴力」、手紙やメールをチェックする、友人とのつきあいを監視するなどの「社会的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性行為の強要や避妊しないなどの「性的暴力」があります。DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、個人の尊厳を害するものであり決して許されません。平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、被害者は一時保護や保護命令の申請などが可能になりました。

アンコンシャス・バイアス（無意識の偏った思い込み）(P.7)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にしきこまれ、既成概念、固定観念となっていく。(内閣府男女共同参画局作成の資料より)
ワーク・ライフ・バランス (P.9) (仕事と生活の調和)	家庭責任を果たしたり、健康保持、自己研修等のため、文字通り、仕事と生活のバランスを整えることです。要すれば、「働き方の見直し」を行うことですが、単に労働時間を短くするということではなく、仕事の進め方や時間管理の効率化を進めると共に、短時間勤務、フレックスタイム制、在宅勤務、多目的な長期休業などの多様な時間制度を選択できる柔軟な就業環境を整えることを指します。(内閣府男女共同参画局作成の資料より)
デートDV (P.12)	<p>高校生や大学生など若い世代における「交際相手（恋人）からの暴力」「結婚していない男女間での暴力行為」のことをいいます。(島根県資料より)</p> <p>内閣府が平成26年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」において、交際相手から被害を受けたことが「あった」と回答した方は、女性 19.1%、男性 10.6%でした。暴力には、配偶者からの暴力と同様に「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」などが含まれています。内閣府では、若年層に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが、男女間における暴力の防止に有用であると考え、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向けた啓発の実施を目的に、予防啓発プログラムの開発などを行っています。(内閣府男女共同参画局作成の資料より)</p>
メディア・リテラシー (P.16)	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。(内閣府第4次男女共同参画基本計画より)
「夢」発見プログラム (キャリア教育推進プログラム)(P.17)	雲南市では「キャリア教育」を、『子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性・持ち味を最大限發揮しながら自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育』と考えています。キャリア教育を推進するため策定された『キャリア教育を基盤として、幼稚期から高校までに「育てるべき力」を、発達段階に応じて系統的に示した雲南市独自のキャ

	リア教育プログラム』を、『「夢」発見プログラム』と命名しています。
エンパワメント（能力育成・開発） (P.19)	力をつけること。誰もが本来持っている個性や能力を学習によって引き出し、政治的、経済的、社会的、文化的に力をもった存在になることをいいます。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置） (P.19)	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。「男女共同参画社会基本法」第二条では「積極的改善措置」として規定されています。</p> <p>我が国では、審議会等委員の登用や公務員の採用、登用等で積極的改善措置を進めており、企業でも男女労働者間における格差解消に積極的に取り組む姿勢が広がりつつあります。</p> <p>（内閣府男女共同参画局作成の資料より）</p>
健康経営 (P.20)	<p>従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されます。</p> <p>健康経営は、日本再興戦略、未来投資戦略に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に関する取り組みの一つです。（経済産業省ホームページより）</p>
ハラスメント (P.23)	<p>他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。</p> <p>セクシュアル・ハラスメント…、本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。</p> <p>パワー・ハラスメント…同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。</p> <p>マタニティ・ハラスメント…働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのことを指します。</p>

ライフステージ (P.25)	人間の一生を段階によって区分すること。通常は幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分けています。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (性と生殖に関する健康と権利) (P.26)	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994年（平成6年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995年（平成7年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。」とされています。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。</p> <p>（内閣府第4次男女共同参画基本計画より）</p> <p>リプロダクティブ・ヘルスは、生殖年齢にある男女のみならず、思春期以後、生涯にわたる性と生殖に関する健康を意味し、子どもを持たないライフスタイルを選択する人々を含めた、すべての個人に保障されるべき健康概念です。具体的には、思春期保健、生殖年齢にあるカップルを対象とする加速計画と母子保健、人工妊娠中絶、妊産婦の健康、HIV／エイズを含む性感染症、不妊、ジェンダーに基づく暴力等を含みます。</p> <p>（日本国債保健医療学会／国際保健用語集より）</p>

---

発行編集 雲南市男女共同参画センター

〒699-1334

島根県雲南市木次町新市3番地

T E L:0854-42-5678 F A X:0854-42-1839

E-mail : [danjyokyoudou@city.unnan.shimane.jp](mailto:danjyokyoudou@city.unnan.shimane.jp)

---